

福島市 のう
ええ農～

ハンドブック

— 農業者のための支援事業 —



…お手続きのご案内です。



…交付金、奨励金などを受け取れます。



…職員等による支援サポートです。



…融資、借入などを受けられます。

※ 各事業の詳細については、QRコードもしくは、「こちら」より、ホームページでご確認ください。

1

新規就農・担い手支援

新規就農 事前相談～就農・定着まで

P. 1～

農機具・施設の取得／整備について

P. 3～

生産費用・経営支援について

P. 5～

販売促進支援について

P. 7～

2

農地・山林に関すること

農地・山林の取得(賃借・売買)について

P. 9～

農地、水路・山林等の保全・管理について

P. 11～

農地、水路・山林等の利用方法の変更について P. 13

3

自然環境について

病虫害・鳥獣による被害・対策について

P. 14～

SDGsの取組みに関する支援

P. 17

4

お問い合わせ先一覧

福島市役所農政部・農業委員会

P. 18

1 新規就農・担い手支援

新規就農 事前相談～就農・定着まで

関連する支援事業を「あぐりっしゅサポート・パッケージ」として提供しています。
お気軽に下記までお問い合わせください。

センパイ農家さん



現在、福島市で
営農中の農家さん

あぐりっしゅサポート・パッケージ

STEP 1 就農相談



就農を迷っている方、就農を考えているけれど、
何から準備したらよいかわからない…など、
そのお悩みに丁寧にアドバイス！

- 農業企画課窓口…随時
- 合同相談会(関係機関が一堂に会します)
…毎月第一・第三火曜日

現在営農中の「センパイ農家さん」に、耕作のノウハウや
就農時の心得等について**相談**できます。
Zoomによるオンライン相談もOK!
まずは農業企画課 農業担い手係までお電話ください。

※センパイ農家さんに対し、相談受け入れ1回あたり
2,000円を交付します。

あぐりっしゅサポート・パッケージ
に関するお問い合わせ先

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

STEP2 体験・研修



農業体験支援事業

農業体験の受け入れをしている「センパイ農家さん」を紹介します。

対象者 申請時点の年齢が65歳未満の方で、本市内の農地で就農を目指している方

期 間 1日単位(3時間以上、3日以内)

栽培作物がまだお決まりでない方や、農業未経験の方にオススメ！

※体験研修を受け入れてくださる「センパイ農家さん」に対して、1日あたり3,000円を交付します。



週末ファーマー体験講座

農産物の生産や販売等、新たに農業経営を始めたい方のため、
生産から販売までの実地体験や講座も開催しています。

週末ファーマー体験講座の
詳細は[こちら](#)



就農準備資金

就農前に長期間の農業研修をする方のための資金支援です。

対象者 就農前に県農業短期大学校や
先進農家等で研修を行う方

補助額 最大150万円/年間

交付期間 最長2年間



雇用就農資金

フレッシュ農家さんを雇用する受け入れ農家さんのための資金支援です。

対象者 50歳未満の就農希望者を雇用する受け入れ農家さん

補助対象 技術・経営ノウハウ等を習得するために実施する研修

補助額 最大60万円

交付期間 最長4年間

フレッシュ農家さん



福島市で、就農を希望している方

あぐりっしゅサポート・パッケージの詳細は[こちら](#)



STEP3 営農・定着

【営農資金の支援】



経営開始資金

個人・夫婦だけでなく、法人設立も対象です。

対象者	独立・自営就農時の年齢が50歳未満で、農業経営を開始して3年以内の方
補助額	年間150万円 (夫婦の場合は年間225万円)
交付期間	最長3年間 (経営開始後3年度目分まで)



フレッシュ農家応援資金

独立就農、法人雇用のための資金支援です。

対象者	①65歳未満で農業経営開始3年以内等の交付要件を全て満たす方 ②交付要件を全て満たす者を雇用した法人
補助額	①月額5万円（夫婦の場合は月額7.5万円） ②月額5万円／1人
交付期間	最長2年間

【農業機械・施設等導入の支援】



経営発展支援事業

機械・施設等の取得・リース、家畜の導入、果樹の新植・改植、農地の造成等のための支援です。

対象者	独立・自営就農時の年齢が50歳未満で、青年等就農計画の認定を受けている等の交付要件を全て満たす方
補助額	最大750万円
補助率	4分の3 (補助対象事業上限額:1,000万円)

【定着に向けた支援】



農業メンター事業

「フレッシュ農家さん」の農業経営が定着できるよう、最長2年間、農業全般について気軽に相談できる地域の「センパイ農家さん」をご紹介します。

※メンター役となる「センパイ農家さん」に対して、月額1万円を最長2年間交付します。

【農地取得の支援】



農地確保支援金

新規就農者の農地の確保を支援します。

対象者	農地中間管理事業により、20a以上集積し、農地を3年以上賃借した認定新規就農者
補助額	上限20万円
補助率	年間賃借料の1/2を3年間交付



福島市樹園地継承システム

果樹園をやりたい方 必見！

廃園を検討されているセンパイ農家さんについて、情報提供しています。成木園のまま継承できます。

本事業の詳細はP.11もしくは[こちら](#)



この他にも、利用できる支援があります。

- ・農業用機械・施設の取得…P.3
- ・農地の取得(賃貸、売買)…P.9

1 新規就農・担い手支援 農機具・施設の取得／整備について



経営継承・発展等支援事業

経営発展に取り組む**後継者**のための支援です。

対象者 経営発展計画を策定し、地域の中心経営体等から経営を引き継ぎ、一定の交付要件を満たす後継者(個人事業主、法人)

対象経費
・ 農業用機械、器具、備品、ソフトウェア等の購入経費
・ 機械装置等のリース、レンタル経費
・ 助言、指導を依頼した専門家等に支給される経費 等

補助限度額 100万円／1経営体

経営継承・発展等支援事業の詳細は[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



青年等就農資金

新たに**独立**して農業経営を開始する方が、無利子で融資を受けられます。

貸付対象者	青年等就農計画の認定を受けた個人・法人 ※原則45歳未満の方
資金の用途例	農業用の施設・機械や農産物の処理加工施設・販売施設の導入 等
融資限度額	3,700万円(特認1億円)

青年等就農資金の詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



地域計画に関すること

市内36の地区において、令和7年3月に**地域計画**が策定されました。

農地や担い手としての位置づけを希望される場合や、内容を確認したい場合などはお問い合わせください。

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



地域計画担い手確保支援事業

一定の条件を満たす**規模拡大**を目指す方へ、利用する機械等の整備費用等の一部を補助します。

対象者	目標地図に位置付けられた者かつ認定農業者である(見込みがある)者
補助額	最大180万円
補助率	事業費の3/10

地域計画担い手確保支援事業の詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



スマート農業実装支援事業

ICT機器や**ロボット**等の購入費用の一部を補助します。

対象者	①認定農業者、認定新規就農者、販売農業者3戸以上で構成する団体 ②上記以外の農業者
対象機器	「スマート農業技術活用促進法」で定める「スマート農業技術」を用いた機器

スマート農業実装支援事業の詳細は[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
電話 024-525-3726



雨よけハウス・多目的防災網等導入支援事業

雨よけハウス等の果樹栽培施設の 新設・更新のための支援です。

本事業の詳細はP.17
もしくは [こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



施設園芸エネルギー転換支援事業

燃油を使用しない**暖房設備**等を導入するための支援です。

本事業の詳細はP.17
もしくは [こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



農地利用効率化等支援事業

特定の融資を受けて、一定の条件を満たす方へ、利用する機械等の**整備費用**等の一部を補助します。

本事業の詳細はP.5
もしくは [こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



集落営農活性化プロジェクト促進事業

集落営農の活性化に向け、高収益作物の導入、農業用機械等の導入経費等の一部を補助します。

本事業の詳細はP.6
もしくは [こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



炭々まで枝活用推進事業

果樹の剪定枝等を炭に変える**炭化器**等購入のための支援です。

本事業の詳細はP.17
もしくは [こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



農業用再エネ設備導入支援事業

農業用・発電事業用の**太陽光発電**設備を導入するための支援です。

本事業の詳細はP.17
もしくは [こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
電話 024-525-3726



農業制度資金

III BANK スーパーL資金

農地取得や**大規模な投資**をする場合に利用でき、貸付限度額が大きく、償還期間が長い低利な資金です。

借入対象者 認定農業者

主な
資金用途

- ・ 農地等の取得、改良
- ・ 農業経営用施設・機械等の取得、改良、造成
- ・ 農産物の加工処理、流通販売施設、観光農業施設等の取得、改良、造成
- ・ 果樹、家畜の導入 等

借入限度額 個人：3億円(特認 6億円) 法人：10億円(特認20億円)

スーパーL資金の
詳細は[こちら](#)



III BANK 農業近代化資金

農業用機械・施設の改良や復旧、または取得等、農業者等が農業経営の近代化を図る場合に利用できる長期で低利な資金です。

借入対象者 認定農業者、認定新規就農者、その他一定の要件を満たす農業者

主な
資金用途

畜舎、果樹棚、農機具、その他農産物の生産、流通、加工に必要な施設の、造成、復旧、取得 等

借入限度額 個人：1,800万円 法人：2億円

農業近代化資金の
詳細は[こちら](#)



III BANK 農家経営安定資金

国の制度資金の対象とならない方への融資等、他の制度資金を補完する本県単独の資金です。

借入対象者 農業を営む個人・団体

主な
資金用途

農業経営の**規模拡大**、資本装備の**高度化**等農業経営の改善 ※

借入限度額 500万円

農家経営安定資金の
詳細は[こちら](#)



※ 別途、小災害資金(詳細はP.6)や、中山間地域の農業経営の維持・安定に必要な施設・機械資材の購入に必要な資金等を融資するメニューもあります。

農業者のみなさんが経営の**規模拡大**や経営の**改善**を図る場合、または**新しく農業を始める**にあたり自己資金が足りない場合等に、低利でかつ長期にわたって借りることのできる資金を「農業制度資金」といいます。

農業の経営改善を図るため、目的に合わせて利用できます。

III BANK 農業改良資金

各種計画の認定を受けた方に対して、

- ・ 農地等の借入、改良、造成
- ・ 施設、機械等の改良、取得農産物の加工処理施設等の改良、造成、取得

など、**チャレンジ**性のある取組を支援する無利子の資金です。

本事業の詳細はP.10
もしくは [こちら](#)



III BANK 農林漁業セーフティネット資金

不慮の**災害**、経営環境の変化等に対し、農業経営を維持・安定するための長期で低利な資金です。

本事業の詳細はP.6
もしくは [こちら](#)



農業制度資金
に関するお問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

1 新規就農・担い手支援 生産費用・経営支援について



認定農業者制度

認定農業者制度は、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を市が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して

重点的に支援を行う制度です。

【認定要件】

次の要件を満たしている農業者の方。

- ① 認定申請書の内容が「基本構想」に照らして適切であること。
- ② 作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切な計画であること。
- ③ 認定申請書に記載した目標を達成する確実性があること。

【認定の手続き】

農業経営改善計画認定申請書を作成し、福島市農業企画課へ提出してください。原則として、農業経営改善計画認定会議(5月・7月・10月・1月の年4回開催)で認定しますので、前月の5日までに申請書を提出してください。

【お問合せ先】

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

認定農業者制度の
詳細は[こちら](#)



畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)

担い手農家の経営の安定を目的に、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する交付金です。各農産物の品質と生産量に応じて交付する『数量払』を基本に、当年産の作付面積に応じて交付する『面積払』を数量払の先払いとして支払われます。

【対象者】 認定(新規)農業者、集落営農
【対象農産物】 麦、大豆、そば、なたね

【お問合せ先】

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



米・畑作物の収入減少 影響緩和交付金 (ナラシ対策)

米、麦、大豆の当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額(過去5年のうち最高・最低の2年を除いた3年の平均)を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

※収入保険制度と重複加入はできません。

【対象者】 認定(新規)農業者、集落営農

【お問合せ先】

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



農地利用効率化等支援事業

【融資主体支援タイプ】

地域計画のうち目標地図に位置付けられた認定農業者等が、特定の融資を受けて**農業経営**の開始や改善を行う場合、事業費の一部を補助します。

【条件不利地域支援タイプ】

条件不利地域の農家3戸以上で構成する農事組合法人や特定農業法人、集落営農組織等が、**共同経営**規模の拡大や多角化・複合化を進めるための機械等の整備や簡易な基盤整備を行う場合、事業費の一部を補助します。

【お問合せ先】

福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

農地利用効率化等支援事業
の詳細は[こちら](#)



水田活用の直接支払交付金

水田のフル活用を推進するため、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を交付します。

【対象者】

販売目的に対象作物を交付対象水田で生産(耕作)する販売農家や集落営農

【支援内容】

- ① 戦略作物助成
対象作物: 麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用・飼料用・米粉用米
- ② 産地交付金
地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援する。

【お問合せ先】

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



集落営農活性化 プロジェクト促進事業

集落営農の活性化に向け、「ビジョンづくり」と「その実現に向けた具体的な取組」に要する経費の一部を支援します。

【対象者】

- ・ 集落営農組織
- ・ 集落営農組織が主たる構成員となった連携組織(集落間の広域連合、法人との連携等)

【具体的な取組例】

- ・ 法人化
- ・ 高収益作物の導入
- ・ 専従者の雇用
- ・ 農業用機械等の導入 等

集落営農活性化プロジェクト
促進事業の詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



第三者認証GAP 取得等促進事業

GAPとは、農産物の安全を確保し、より良い農業経営を実現する取組です。安全性を消費者や流通業者へ客観的に説明できる第三者認証GAP等の取組を推進するため、取得・継続に係る経費について補助金を交付し支援します。

第三者認証
GAP取得等促進事業
の詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

※

農業者のみなさんが必要な時に、低利でかつ長期にわたって借りることのできる「農業制度資金」の一例です。経営の規模拡大や経営の改善を図る場合、または新しく農業を始めるにあたり、自己資金が足りない場合等、農業の経営改善を図るために合わせて利用できます。このほかの「農業制度資金」についてはP.4をご覧ください。



農家経営安定資金 (小災害資金)

国の制度資金の対象とならない方への融資等、他の制度資金を補完する本県単独の資金です。

借入対象者 農業を営む個人・団体

主な 天災等により被害を受けた農業者等の農業経営の
資金用途 **維持安定**

借入限度額 300万円以内

- ※ 別途、農業経営高度化資金(詳細はP.4)や、中山間地域の農業経営の維持・安定に必要な施設・機械資材の購入に必要な資金等を融資するメニューもあります。
- ※ 「東日本大震災農業経営対策特別資金(平成23年3月に発生した原発事故により農業経営に影響を受けている農業者等に融資する資金)」については、借入限度額・償還期限等が異なります。

農家経営安定資金の
詳細は[こちら](#)



農林漁業セーフティネット資金の
詳細は[こちら](#)

被災した際に受けられる低利でかつ 長期にわたって借りることのできる資金



農林漁業 セーフティネット資金

不慮の災害、経営環境の変化等に対し、農業経営を維持・安定するための長期で低利な資金です。

借入対象者 一定の要件を満たす農業者

主な 農林漁業経営の維持安定に必要な**長期運転**
資金用途 **資金**等

借入限度額 600万円

- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合については、借入限度額・借入金利等が異なります。

農業制度資金 に関するお問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



農業者年金

積立方式の**年金**で、農業者であれば、経営主はもちろん配偶者や後継者も加入できます。お預かりした保険料は安全面を重視して運用し、運用した利益と合わせて将来、年金として配分される仕組みになっています。税制面等、多くのメリットがあるほか、一定の要件に合う方は国から保険料の補助を受けることもできます。

農業者年金の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 庶務係
電話 024-525-3779



農業経営安定化支援事業 収入保険加入促進特別対策事業

市内農業者が負担した**収入保険**
料・果樹共済掛金の一部を支援します。

【補助率】

- ① 農業経営安定化支援事業
負担した保険料(共済掛金)の5%以内
※認定農業者は保険料(共済掛金)の10%以内
- ② 収入保険加入促進特別対策事業
加入初年度に負担した保険料の50%

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



デイワークの活用推進

本市では、1日農業バイトアプリ
デイワークの活用を推進しています。
〈特徴〉
・1日単位で農業アルバイトを雇える。
・だれでも無料で利用できる。
・求職者の「空いた時間に」「週に1回なら」など、多様で柔軟な働き方にも対応。
・本市職員の副業制度「カジュワークプラス」でも活用。

デイワークの活用推進の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
電話 024-525-3726

1 新規就農・担い手支援 販売促進支援について

6次化

農林水産業
(1次産業) × 製造・加工
(2次産業) ×

流通・販売・サービス
(3次産業)



6次化に関する 相談・マッチング

【福島市6次化アドバイザー】

すでに開発・改良を行っている商品の
改善提案や加工技術について個別アドバ
イスを行います。

【6次化セミナー・商談会】

「売れる6次化商品」を目指した商品開発
から販路拡大に関するセミナーや商談会
を開催します。

6次化に関する相談・マッチングの
詳細は[こちら](#)



6次化に関するお問い合わせ先

福島市 農政部 農業振興課 販売促進係
電話 024-529-7663



わくろく 発信プロジェクト (わくわくな福島市の6次化)

「わくろく発信プロジェクト」にお申込みいただいた商品について、
市ホームページで**紹介・PR**いたします！

【対象商品】

- ・ 原材料に市産農産物を使用した商品
- ・ 市内で現在販売されている商品 等

【応募要件】

- ・ 市内に事業所を置く事業者 等

わくろく発信プロジェクトの
詳細は[こちら](#)



農村いちば(自由市)

四季の里の農村いちばでは、採れたてでおいしい地元の農産物や6次化商品等を**直売**できる自由市を開催しています。
生産者のみなさまの販売の場として、ぜひご利用ください。

【開催時間】

午前9時から午後4時30分まで

【利用料金】

1区画(5m×5m) 1日 500円

【お問合せ先】

四季の里
電話 024-593-0101



農産加工館

四季の里の農産加工館産品開発室において、市内で作った農産物を持ち込んで、ジャムやジュース等の**加工品をつくる**ことができます。

【利用時間】

午前9時から午後5時まで

【利用料金】

1日 2,000円

半日 1,000円

※その他材料等の料金がかかる場合があります。



【利用申し込み・お問合せ先】

四季の里 農産加工館
電話 024-593-0109

農産加工館の
詳細は[こちら](#)



第三者認証GAP 取得等促進事業

GAP(農業生産工程管理)とは、農産物の安全を確保し、より良い農業経営を実現する取組です。安全性を消費者や流通業者へ客観的に説明できる第三者認証GAP等の取得・継続に係る経費について補助金を交付します。

(1) 助成対象経費

【第三者認証GAP取得・継続支援】

第三者認証GAPを取得・継続する取組に要する経費

【県GAP取得・継続支援】

第三者認証GAPの取得に向け、県が認証するふくしま県GAPを取得・継続する取組に要する経費

【団体認証取得産地への支援】

団体認証の取得を目指す産地への指導助言等に要する経費

(2) 申請先

県北農林事務所
農業振興普及部 農業振興課

第三者認証GAP取得等促進事業
の詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】

福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



米粉等利用拡大支援事業

小麦粉の代替原料として、福島市産の**米粉**等を概ね2割以上活用した商品の開発、製造の費用の一部を助成します。

【米粉等商品開発支援】

助成額	上限10万円 (助成率10/10)
助成対象	・試作品材料費 ・包装資材の作成費 ・新商品PR費 等

【米粉等原料購入商品生産支援】

「米粉等と小麦粉との価格差の2/3相当額」に、商品に使用した原材料の購入量を乗じて得た額を補助。

代用原料	・米粉 ・うるち米 ・玄米 ・玄米粉 ・もち米 ・もち米粉
------	--

米粉等利用拡大支援事業の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】

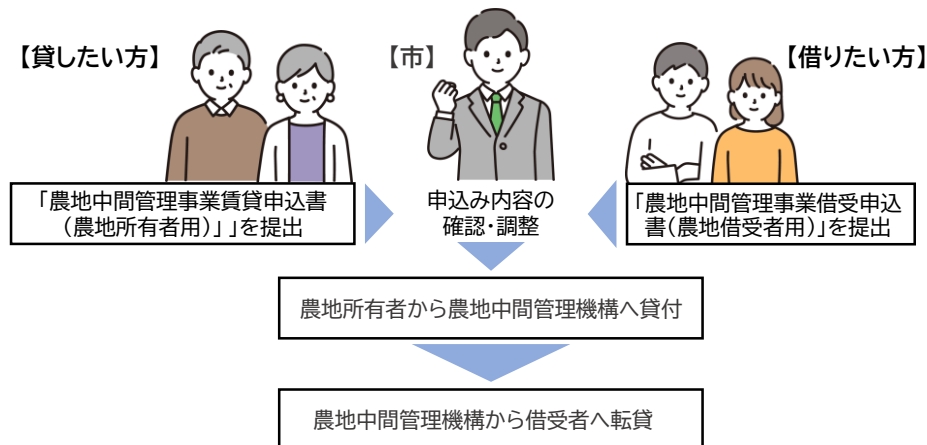
福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
電話 024-525-3726

2 農地・山林に関すること 農地・山林の取得（賃借・売買）について



農地中間管理事業

農地バンクが「地域計画」等に基づき、地域の農地を借り受け、それを地域の担い手農家へまとまりのある形で貸し付ける事業です。



また、農地中間管理事業を活用し農地の集積を行った場合に、地域及び農地の出し手に対し協力金や奨励金を交付します。

- (1) 地域集積協力金
地域計画の区域を対象として、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。
- (2) 集約化奨励金
地域計画の区域を対象として、農地中間管理機構からの転貸または農地中間管理機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金を交付します。

農地中間管理事業の
詳細は[こちら](#)



地域集積協力金、集約化奨励金の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



農地を農地のまま 売買・賃借等する手続き

農地を農地のまま、所有権の移転、賃借権や使用貸借権の設定等をする場合、農業委員会に農地法第3条の申請をして許可を受けなければなりません。
渡人(売人・貸す人)・受人(買う人・借りる人)双方の条件(賃借農地かどうかや渡人の税猶予等、受人の資格要件等)が整っているか、事前に農業委員会事務局に来庁しご相談ください。

上記お手続きに関する
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779



相続税の納税猶予制度

相続人(農業後継者)が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、農業を継続する場合に限り、相続税額のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税の納税を猶予する制度です。
農業委員会事務局にて、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」を交付しますが、制度に関するお問い合わせは福島税務署(024-534-3121)へお願いします。

相続税の納税猶予の
詳細は[こちら](#)
(国税庁ホームページ)



【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 庶務係
電話 024-525-3779



贈与税の納税猶予制度

農業を営む者から農業後継者(推定相続人の1人)に農地を一括贈与した場合に、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予する制度です。
制度の適用を受けた者は、贈与税の申告期限から3年ごとに贈与税の納税猶予を継続する届が必要となります。
農業委員会事務局にて、贈与税の納税猶予継続届出に必要な「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付できますが、制度に関するお問い合わせは福島税務署(024-534-3121)へお願いします。

贈与税の納税猶予制度の
詳細は[こちら](#)
(国税庁ホームページ)



【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

農地所有適格法人

農地等の権利(所有権及び賃貸借権等の使用収益権)の取得が認められる法人を意味し、農地法上の呼び名です。農地所有適格法人には、①法人形態の要件、②事業要件、③構成員の要件、④業務執行役員の要件等、大きく4つの要件があります。

※平成28年4月の法改正により今までの「農業生産法人」が「農地所有適格法人」に名称変更されました。

農地所有適格法人の詳細は[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

スーパーL資金

農地取得や農業経営用施設・機械等の取得、改良、造成等、大規模な投資をする場合にご利用いただける資金です。

本事業の詳細はP.4
もしくは[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



青年等就農資金

新たに**独立**して農業経営を開始する方へ、無利子で融資を受けられます。

本事業の詳細はP.3
もしくは[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



農業改良資金

国または県から各種計画の認定を受けた農業者等に対して、新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始等、**チャレンジ性**のある取組を支援する無利子の資金です。

借入対象者 ・ 農商工等連携促進法の認定を受けた農業者等
・ 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者 等

主な資金用途 ・ 農地等の借入、改良、造成・施設・機械等の改良、取得
・ 農産物の加工処理施設等の改良、造成、取得 等

借入限度額 個人:5,000万円 法人:1億5,000万円

借入金利 無利子

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720

農業改良資金の詳細は[こちら](#)



農地利用効率化等支援事業

【融資主体支援タイプ】

対象となる認定農業者等が、特定の融資を受けて、農地等の**造成、改良**又は**復旧**を行う場合、事業費の一部を補助します。

【条件不利地域支援タイプ】

条件不利地域において、経営規模の拡大・複合化のために実施する簡易な**基盤整備**費用の一部を補助します。

本事業の詳細はP.5
もしくは[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



農地の貸借をやめるには

農地の賃貸借を期間が満了する前に合意により解約する場合には、「農地の賃貸借の合意解約書」と「農地法第18条第6項の規定による通知書」を農業委員会事務局に提出する必要があります。なお、使用貸借権を設定している場合には「農地使用貸借契約解約通知書」になります。詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



貸借権合意解約の詳細は[こちら](#)

使用貸借権合意解約の詳細は[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779



森林※を取得したら

売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併等により、森林の土地を新たに取得した場合は、事後の届出として「森林の土地の所有者届出」が必要です。

- ※「森林」とは、登記上の地目によらず、県が作成する「地域森林計画」の対象である土地のことです。
- ※面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出が必要です。
- ※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、本届出は不要です。

森林の土地の所有者届出の詳細は[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729



農振除外について

「農用地区域」の農地を農地以外の目的で利用する場合は、「農用地区域からの除外」の手続きが必要となります。

手続きの詳細はP.13
もしくは[こちら](#)

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
電話 024-525-3726



農地を農地以外の目的に転用する手続き

転用する土地が市街化区域の内外、また、自分の土地、もしくはそれ以外かによって手続きが異なります。

手続きの詳細はP.13

【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

2 農地・山林に関すること 農地、水路、山林等の保全・管理について

切らずにつなぐ樹園地継承事業



福島市樹園地継承システム

果樹園の伐採

をお考え中の方へ、長年育ててきた樹園地を新しい担い手へそのまま引き継いでみませんか？
「福島市樹園地継承システム」へ登録いただくことで、規模拡大や新規就農を検討している方とのマッチングを促進します。

- ① 樹園地の情報を登録し、樹園地の耕作を継続。
- ② 規模拡大や新規就農を検討されている方へ情報提供。
- ③ 伐採することなく、成木園のまま樹園地を継承。

【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

樹園地継承システム
の詳細は[こちら](#)



樹園地継承奨励金

上記の福島市樹園地継承システムに登録し、一定の要件を満たして**継承**された場合に「樹園地継承奨励金」を交付します！

【対象者】
樹園地の出し手

【対象農地】
・福島市樹園地継承システムに登録された樹園地であること。
・継承した樹園地の面積が10a以上であること。
・所有権移転もしくは農地中間管理事業により10年以上賃借されること。

【補助額】
12,000円/10a×樹園地継承システムに登録してから継承までにかかった年数(最大5年間)
※上限額24万円

【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740

樹園地継承奨励金
の詳細は[こちら](#)



中山間地域等 直接支払交付金事業

中山間地域等の農用地は、その多くが傾斜地にあることから、耕作放棄地が増加しています。
そのため、中山間地域等において集落等を単位として農業生産活動等を行う農業者の方に対し交付金を支払い、農用地の保全と多目的機能の確保を支援します。

中山間地域等直接支払
交付金事業の詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



農地利用効率化等支援事業

【融資主体支援タイプ】

対象となる認定農業者等が、特定の融資を受けて、農地等の**造成、改良**又は**復旧**を行う場合、事業費の一部を補助します。

【条件不利地域支援タイプ】

条件不利地域において、経営規模の拡大・複合化のために実施する簡易な**基盤整備**費用の一部を補助します。

本事業の詳細はP.5
もしくは [こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



遊休農地等再生対策支援事業

遊休農地において、作物生産等を再開するための再生作業及びこれと一体的な条件改善整備等を行う農業者等を支援します。

【対象事業】

- ・ 草・灌木の刈払、樹木の伐採・抜根の障害物除去等の再生作業
- ・ 暗さよ排水工、客土

【補助率】

- ・ 定率1/2以内
 - ・ 事業費200万円未満
- ※補助上限額99.9万円

遊休農地等再生対策支援事業の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農業担い手係
電話 024-525-3740



多目的機能支払交付金事業

農業・農村の有する多目的機能の維持・発揮の観点から、地域内の農業者等が共同で取り組む**地域活動**を支援します。

(1)農地維持支払交付金

農業者等による組織が取り組む農地・水路・農道等の保全活動を支援。

(2)資源向上支払交付金

地域住民を含む組織が取り組む農地・水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の共同活動を支援。

多目的機能支払交付金事業の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 農業施設係
電話 024-525-3728

耕作証明書の交付について

農家住宅、農作業小屋の建築、軽油引取税の免税申請、他市町村の農地を取得する場合等に、耕作証明書の提出が必要となる場合があります。農業委員会事務局の窓口のほか、オンライン申請、郵便請求にて交付手続きが可能です。

耕作証明書の交付手続きに関する詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市農業委員会事務局 庶務係
電話 024-525-3779

国土調査(地籍調査)の図面の閲覧等について

農林整備課地籍森林係の窓口で閲覧やトレース、コピーの交付が可能です。
【手数料】

各300円 /1あぞ	地籍調査(国土調査)の地籍図や調査図の ・閲覧(見る) ・トレース(自分で写す)
各300円 /各1枚	・地籍図のコピー(A2版) ・調査図のコピー(A3版) の交付

国土調査(地籍調査)の図面の閲覧等に関する詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係
電話 024-525-3729

国土調査の境界杭の復元について

無くなってしまった境界に接する土地の所有者と十分にお話し合いをしたうえで境界杭の復元測量が必要となりますので、下記ご連絡先(①もしくは②)へご相談ください。

【ご連絡先】

- ① 福島県土地家屋調査士会 福島支部
(024-528-8522)
- ② 一般社団法人福島県測量設計業協会
(024-523-1728)

※ 下記窓口にて、過去の国土調査(地籍調査)の資料を交付できます。
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係
電話 024-525-3729

お隣の土地境界で揉めている場合

国土調査をしていない土地の場合、お隣の土地所有者と十分にお話し合いをしたうえで解決することが理想的ですが、それでも解決しない場合は、福島地方法務局へ筆界特定制度の申請と相談をすることができます。

※ 筆界特定制度とは、筆界特定登記官が申請人の意見や資料提供を受けながら、外部の専門家である筆界調査委員からの実地調査や測量等の調査を行ったうえでの意見書により、筆界を特定するもので、お隣同士での裁判をできるだけ避けるための制度です。

筆界特定制度の詳細は[こちら](#)
(福島地方法務局ホームページ)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係
電話 024-525-3729

農業用水路、ため池、農道の整備・修繕

- ① 農道の拡幅や新設
- ② 農道や農業用水路の修繕
- ③ 素掘りの農業用水路の改修
- ④ 老朽化した農業用の堰の改修
- ⑤ 漏水による農業用ため池の改修
- ⑥ 防護柵等の設置

関係権利者の合意を得たうえで町会長へ要望を提出してください。
ただし、緊急な対応が必要な場合は、地元代表者を通して農林整備課や最寄りの支所にご連絡ください。

※下記のように小規模な修繕で済むため、地元で直接修繕したいという場合…

- ・ 農道にできた凹凸、ぬかるみを解消するため、砂利を敷きたい。
 - ・ 深さ30cm程度の農業用水路において、一部の区間を改良するためにU字溝を設置したい。
- これらの場合、その施設に公共性があり、農業経営のために効果があると認められれば、砂利やU字溝を無償で支給することができます。詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 農業施設係
電話 024-525-3728

森林経営管理制度について

森林所有者の皆様にも所有山林の経営や管理の意向を伺い、所有者の方が市に経営や管理を委託できる制度です。
土地所有者の費用負担はありません。

- ① 森林所有者へ、市が意向を確認。
- ② 所有者が市への経営管理委託を希望した場合、市と協議の上、経営管理の委託手続きを実施。
- ③ 林業経営に適した森林は、市が林業経営者へ経営管理を再委託。
- ④ 林業経営に適さない森林は、市が森林管理を行う。

※ 経営管理について、山林の主伐・造林・保育までを一括して行う場合や間伐や植林により健全な森林整備をする等、森林所有者と市の話し合いにより定められます。また、所有者変更等の登記は必要ありません。

【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 地籍森林係
電話 024-525-3729

森林経営管理の
詳細は[こちら](#)



2 農地・山林に関すること

農地、水路・山林等の利用方法の変更について

農振除外について

農用地区域の農地は、原則、農地以外の目的で利用することはできません。やむを得ず他の目的で利用する場合は、「**農用地区域からの除外**」の手続きが必要となります。まずは、他の目的で利用したい農地が農用地区域に該当するか、下記までお問い合わせください。

※農振除外するには

開発予定の農地を農用地区域から除外するには、「除外要件」を全て満たし、かつ、農地法・都市計画法・建築基準法等、他法令による許可等の見通しがあり、具体的な事業計画があることが必要です。

【除外要件】

- ① 農用地以外の用途にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替できる土地がないこと。
- ② 農用地の集団化や、農作業の効率化、土地の農業上の利用に支障がないこと。
- ③ 周辺で営農する担い手の農用地の利用集積に支障がないこと。
- ④ 土地改良施設（農道や水路等）の機能に支障を及ぼさないこと。
- ⑤ 土地改良事業を実施済みの場合、事業が完了してから8年が経過していること。
- ⑥ 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

農用地区域からの除外手続きに関する詳細は [こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
電話 024-525-3726

農地を農地以外の目的に 転用する手続き

転用する土地が市街化区域の内外、また、自分の土地、もしくはそれ以外かによってお手続きが異なります。諸条件等により転用できない場合もありますので、遅くとも申請締め切り日の**2週間前までには**下記お問合せ先や農業企画課等関係各課へ事前にご相談ください。

【申請締め切り日について】

農業委員会事務局への届出の受付は、毎月10日、20日、月末（仕事納め）の締め切り、申請の受付は毎月28日の締め切り（12月は25日）となっています。

申請前に農業委員会事務局まで来庁いただき相談のうえ、申請に必要な書類等の確認をお願いいたします。



市街化区域外の土地の
転用に関する詳細は [こちら](#)

市街化区域内の土地の
転用に関する詳細は [こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

農地改良届出

農地改良とは、農地の水はけを改善するために盛土や掘削を行ったり、水田を畑に変えるために盛土することを指します。農地改良を行う場合で要件を満たすものは、農業委員会への届出手続きが必要です。

農地改良届出の詳細は [こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農業委員会事務局 農地係
電話 024-525-3779

山林の伐採・開発

森林法第5条で指定された森林は、下記の手続きが必要です。

【伐採】

伐採する30日前までに「伐採及び伐採後の造林届出書」を農林整備課林務係へ提出してください。

※ 未提出による伐採が悪質な場合と判断されれば、罰金や原形復旧等の罰則が付されることになりますのでご注意ください。

【開発】

① 開発面積が1ha以上の開発

福島県北農林事務所へ林地開発許可申請書等を提出し、福島県知事の許可を受ける必要があります。

※ 未提出のまま開発行為を行った場合は、罰金や原形復旧等の罰則が付されることになりますのでご注意ください。

※ 令和7年4月1日より条例が施行され、地域森林計画対象民有林・保安林は、太陽光発電施設の設置禁止区域になりました。

② 開発面積が1ha未満の開発

「小規模林地開発届出書」を農林整備課林務係へ提出してください。



小規模林地開発の詳細は [こちら](#)

「福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例」の詳細は [こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

福島市農業施設長寿命化・ 防災減災事業

水路や水門など**農業施設等改修**のための補助金を交付します。

福島市農業施設長寿命化・
防災減災事業の詳細は [こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農林整備課 管理係
電話 024-525-3728

3 自然環境について

病害虫・鳥獣による被害・対策について

(1) 病害虫による被害

ナラ枯れ被害

ナラ枯れとは、ナラ、シイ等のブナ科樹木が、ナラ菌を食するカシノナガキクイムシによって枯れてしまう森林被害です。下記の特徴が見られる森林を発見した場合は、農林整備課までご連絡ください。

【ナラ枯れの特徴】

- ・ 8月頃、葉が紅葉しているように変色する。
- ・ 木の根元や幹に直径2mmほどの小さな穴があり、細かな木くずが根本に蓄積している。
- ・ 冬になっても落葉しない。



▲ 8月頃、変色したブナ科樹木



幹にあいた小さな穴 ▲

山林での病害虫による被害 に関するお問い合わせ

福島市 農政部 農林整備課 林務係
電話 024-525-3729

※ ナラ枯れ被害、松くい虫被害については、法律で定められた区域のみが対象となります。個人の庭、法人等の管理地は対象となりませんのでご注意ください。

松くい虫被害

松林の松が茶色に変色した場合、松くい虫による松枯れ被害である可能性があります。

松くい虫による松枯れ被害の拡大防止のため、このような松枯れを発見した場合は、農林整備課までご連絡ください。



葉が落ちて枯れた松 ▲

▼ 幹にあいた無数の穴



雨よけハウス・多目的防災網等
導入支援事業

左記事業の詳細はP.17
もしくは [こちら](#)



裂果防止や病害虫防除等において効果のある雨よけハウス等の果樹栽培施設の新設・更新経費の一部を補助する支援もあります。

3 自然環境について 病虫害・鳥獣による被害・対策について

(2) 野生鳥獣による被害

福島市のサル・イノシシ・カラスによる農業被害額は、有害鳥獣による農業被害額全体の約5割を占めています。えさとなる放任果樹の除去や隠れ場所となる休耕地等の雑草を刈り払う等、普段から野生鳥獣を寄せつけないように心がけましょう。

野生鳥獣
とは…

「野生」…飼主の管理を離れ、常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している常態
「鳥獣」…鳥類または哺乳類に属する野生動物

野生鳥獣は法律(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)により乱獲等がされないよう保護されています。

※ただし、次のような種についてはこの法律の対象にはなりません。
①飼主の元を離れ市街地や集落等を徘徊している「ノラ犬」や「ノラ猫」
②環境衛生面で問題のある「ドブネズミ」
③農林業活動において支障がある場合の「モグラ類」と「ノネズミ」

① 農作物をサル、クマ、イノシシ等に荒らされてお困りの場合

まずは、電気柵等の設置を検討・実施してください。サル対策として、花火を使用した追い払いも有効です。

侵入防止柵 整備支援事業

農作物の鳥獣被害防止のための侵入防止柵の**新設**や、**補修**に要する資材の購入経費について補助金を交付します。

【対象となる侵入防止柵】

- ・ 電気柵
- ・ ワイヤメッシュ柵
- ・ ネット柵

侵入防止柵整備支援事業
に関する詳細は[こちら](#)



※それでも被害を軽減できない場合

サル、イノシシ等の対策の専門員を市で雇用しています。
下記お問い合わせ先にご相談ください。

サル・イノシシ等の鳥獣による被害
に関するお問い合わせ

福島市 農政部 農業企画課 農業被害対策係
電話 024-525-3727

野生鳥獣の捕獲等について

下記に該当する場合、限定的に捕獲等が認められます。

狩 猟

期 間: 猟期(11月15日～2月15日)
※イノシシ及びニホンジカは3月15日まで
対 象: 法令で定められた狩猟鳥獣のみ
必要条件: 狩猟免許の所持、狩猟者登録 等

狩猟に関する詳細は[こちら](#)
(福島県ホームページ)



有害捕獲

農作物等に現に被害を及ぼしている場合に限り、
該当する鳥獣を県知事または市長の許可(種により異なります)を得て捕獲することが可能です。
実施にあたっては、原則、狩猟免許等の所持が必要となります。

市の有害捕獲に関する
詳細は[こちら](#)



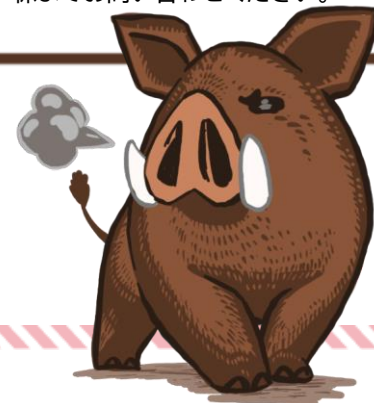
有害鳥獣被害対策実施隊員確保事業

有害捕獲の要件を満たすことで、営農者自身が農地を守ることが可能です。**狩猟免許取得**等に対する助成を行っていますので、事前にお問い合わせください。

狩猟免許取得等に対する
助成の詳細は[こちら](#)



また、実施隊員となり、**イノシシ**を捕獲することで1頭あたり23,000円を交付しています。詳しくは、農業企画課 農業被害対策係までお問い合わせください。



② クマから身を守るために

クマに**出会わない**ために

クマの生態を良く知り、不用意な遭遇を避けることが重要です。特に、近隣でクマの生息が確認されている地域では、常に遭遇の可能性があるものとして警戒すべきです。

- **早朝、夕方**は特に注意！
 - ・ 危なそうな場所へは近づかない。
 - ・ 単独行動は避ける。
- **クマ鈴**等を身に付け、積極的に人の存在を知らせる。
- **庭先の柿・栗**等は、なるべく早く収穫する。
- 家屋や耕作地周辺、また**休耕地の草薺の刈払い、竹林の手入れ**等を行い、日頃から見通しを良くしておく。
- 耕作地へ**電気柵**等を設置する。

クマに関する
詳細は[こちら](#)



クマを**目撃**した場合

クマは臆病な動物なので自ら近づき襲い掛かることは稀ですが、**突然の出会い**では防衛本能から攻撃することもあります。

- **遠く**にクマがいることに気付いたとき
走ったり大声を出したりせず、落ち着いてその場を離れましょう。
- **近く**にクマがいることに気付いたとき
急な動作をせず、後ずさりしながらゆっくりその場を離れましょう。
- **子グマ**がいたら
近くに親グマがいる可能性が高く、親グマからの攻撃を受ける危険が生じます。周囲に気を配りながら、前述同様速やかにその場を離れましょう。

野生鳥獣の**出没情報!**

ニホンザルの出没をメールでお知らせする**サルメール**と、
鳥獣の出没状況を地図上に表示した**獣マップ**を活用し、情報を配信しています。



サルメール

サルメールは、サルの位置情報を登録者同士が共有し合うことで、サルからの農業被害を防ぐために無償で提供しているサービスです。個人の携帯電話から登録をいただくことでメーリングリストに追加され、サルの位置情報メールを送受信できます。

サルメールに関する
詳細は[こちら](#)



獣マップ

クマ・ニホンザル・イノシシの目撃情報等をマップ上で公開しています。農業被害対策や野生鳥獣との遭遇防止対策等にご活用ください。

獣マップに関する
詳細は[こちら](#)



3 自然環境について SDGsの取組みに関する支援



雨よけハウス・多目的防災網等 導入支援事業

裂果防止や病害虫防除等において効果のある
雨よけハウス等の果樹栽培施設の新設・更新
にかかる経費の一部を補助します。

対象者	市内に住所を有する果樹販売農家で市税の滞納がない方
補助対象	・ 雨よけハウス、多目的防災網 ・ ナシ棚等の省力化施設 等
補助額	予算の範囲内で事業費の1/3以内 (上限150万円)

雨よけハウス・多目的防災網等
導入支援事業の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



炭々まで枝活用推進事業

果樹の剪定枝等は、**炭化器**で炭に変えて保肥力を高める土壌改良材として使うことができます。その炭化器等の購入費用の一部を補助します。

対象者	市内に住所を有する果樹販売農家等で市税の滞納がない方
補助対象	炭化器と炭化器用の火消し蓋
補助額	炭化器等の購入に要した費用(配送費用、消費税を除く)の1/3以内(上限6万円)

炭々まで枝活用推進事業の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



農地渇水・高温対策支援事業

猛暑や少雨等の異常気象の影響緩和のため、
自動灌水装置等の導入や井戸掘削にかかる経費の一部を補助します。

対象者	市内に住所を有する販売農家で市税の滞納がない方
補助対象	自動灌水装置等の導入や井戸掘削等 ※設備設置費用を含む
補助額	予算の範囲内で事業費の1/3以内 (上限50万円)

農地渇水・高温対策支援事業の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



施設園芸エネルギー転換支援事業

燃油を使用しない**暖房設備**等の導入経費の一部を補助します。

対象者	市内に住所を有する販売農家で市税の滞納がない方
補助対象	燃油を使用しない暖房設備等の導入 【例】 ヒートポンプ、バイオマスボイラー、ウォーターカーテン等
補助額	予算の範囲内で事業費(設備設置費用を含む)の1/3以内(上限200万円)

施設園芸エネルギー転換支援事業の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



環境保全型農業直接支払交付金事業

化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に取り組む農業者団体等へ支援金を交付します。

対象者	農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
補助対象	学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動
補助額	取組ごとに規定された10aあたりの支援単価で交付

環境保全型農業直接支払
交付金事業の詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業振興課 生産振興係
電話 024-525-7720



農業用再エネ設備導入支援事業

高騰する電気料金の負担軽減、農業経営安定のため、
農業用または発電事業用の**太陽光発電**設備の導入費用の一部を補助します。

対象者	市内の農業者で市税の滞納がない方
補助対象	農業用または発電事業用の太陽光発電設備の導入
補助額	太陽光発電設備1kWあたり8万円 (上限48万円)

農業用再エネ設備導入支援事業の
詳細は[こちら](#)



【お問合せ先】
福島市 農政部 農業企画課 農政企画係
電話 024-525-3726

4 福島市 農政部及び農業委員会事務局の業務内容とお問い合わせ先一覧

【福島市農政部】

課名	係名（連絡先）	主 な 業 務 内 容	課名	係名（連絡先）	主 な 業 務 内 容
農業企画課	農政企画係 (024-525-3726)	- 農業振興地域内の農用地区域における土地利用に関すること - 農林業振興基金に関すること - 農業統計に関すること - 多目的集会所に関すること	農林整備課	管理係 (024-525-3728)	- 農業水利施設の管理保全に関すること - 農業水利施設の占用許可、承認等に関すること - 大笹生ダムの管理に関すること - 福島市農村広場・公園に関すること - ため池ハザードマップに関すること - 土地改良団体に関すること
	農業担い手係 (024-525-3740)	- 新規就農に関すること - 認定農業者に関すること - 農用地の集約や集積に関すること - 遊休農地に関すること - 地域計画の策定（人・農地プラン）に関すること - 市民農園に関すること		林務係 (024-525-3729)	- 林業施設の管理保全に関すること - 市有山林の取得、管理及び処分に関すること - 保安林及び林野の保護に関すること - 林業経営の指導に関すること - 財産区の山林事業に関すること - 緑化推進に関すること - 福島市水林自然林、福島市小鳥の森に関すること
	農業被害対策係 (024-525-3727)	- 有害鳥獣被害対策に関すること - 農業災害や被害に関すること		農業施設係 (024-525-3728)	- 農業施設の新設、改良工事等の計画、設計及び施工に関すること - 多面的機能支払交付金事業に関すること - 土地改良事業等の計画、設計及び施工に関すること - 農業施設等の災害復旧に関すること - 田んぼダムに関すること
農業振興課	生産振興係 (024-525-7720)	- 経営所得安定対策等に関すること - 農畜産業施設や設備に関すること - 農産物のモニタリングに関すること - 各種作物の生産推進に関すること - GAP取得に関すること		地籍森林係 (024-525-3729)	- 地籍調査事業に関すること - 公共基準点精度の保全に関すること - 森林経営管理制度に関すること
	販売促進係 (024-529-7663)	- 農産物のPRに関すること 6次化の推進に関すること - 四季の里に関すること - 食育、地産地消に関すること	市場管理課 (024-553-1213)		- 市場取引業務の指導・監視に関すること - 市場関係者の指導・監督に関すること

【福島市農業委員会事務局】

係名（連絡先）	主 な 業 務 内 容
庶務係 (024-525-3779)	- 農業者年金に関すること - 各種証明書の発行に関すること - 相続税納税猶予に関すること - 農地相続の届出に関すること
農地係 (024-525-3779)	- 農地の売買、貸借に関すること - 農地の転用に関すること - 農地所有適格法人に関すること - 農地のあっせんに関すること - 贈与税納税猶予に関すること

5 索引

あ

- ・ あぐりっしゅサポート・パッケージ…[P.2](#)
- ・ 雨よけハウス・多目的防災網等導入支援事業…[P.3、14、17](#)
- ・ お隣との土地境界で揉めている場合…[P.12](#)

か

- ・ 環境保全型農業直接支払交付金事業…[P.17](#)
- ・ クマに出会わないために…[P.16](#)
- ・ クマを目撃した場合…[P.16](#)
- ・ 経営継承・発展支援事業…[P.3](#)
- ・ 獣マップ…[P.16](#)
- ・ 耕作証明書の交付について…[P.12](#)
- ・ 国土調査(地籍調査)の図面の閲覧等について…[P.12](#)
- ・ 国土調査の境界杭の復元について…[P.12](#)
- ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)…[P.5](#)
- ・ 米粉等利用拡大支援事業…[P.8](#)

さ

- ・ サルメール…[P.16](#)
- ・ 山林の伐採・開発<再エネ条例>…[P.13](#)
- ・ 山林の伐採・開発<小規模林地開発>…[P.13](#)
- ・ 施設園芸エネルギー転換支援事業…[P.3、17](#)
- ・ 週末ファーマー体験講座…[P.1](#)
- ・ 集落営農活性化プロジェクト促進事業…[P.3、6](#)
- ・ 樹園地継承奨励金…[P.11](#)
- ・ 使用貸借権合意解約…[P.10](#)
- ・ 侵入防止柵整備支援事業…[P.15](#)
- ・ 森林経営管理制度について…[P.12](#)
- ・ 森林を取得したら…[P.10](#)
- ・ 水田活用の直接支払交付金…[P.5](#)
- ・ スーパーL資金…[P.4、10](#)
- ・ スマート農業実装支援事業…[P.3](#)
- ・ 炭々まで枝活用推進事業…[P.3、17](#)
- ・ 青年等就農資金…[P.3、10](#)
- ・ 相続税の納税猶予制度…[P.9](#)
- ・ 贈与税の納税猶予制度…[P.9](#)

た

- ・ 第三者認証GAP取得等促進事業…[P.6、8](#)
- ・ 貸借権合意解約…[P.10](#)
- ・ 多面的機能支払交付金事業…[P.11](#)
- ・ 地域計画担い手確保支援事業…[P.3](#)
- ・ 地域集積協力金、集約化奨励金…[P.9](#)
- ・ 中山間地域等直接支払交付金事業…[P.11](#)
- ・ デイワークの活用推進…[P.6](#)

な

- ・ ナラ枯れ被害…[P.14](#)
- ・ 認定農業者制度…[P.5](#)
- ・ 農家経営安定資金…[P.4、6](#)
- ・ 農業改良資金…[P.4、10](#)
- ・ 農業近代化資金…[P.4](#)
- ・ 農業経営安定化支援事業…[P.6](#)
- ・ 収入保険加入促進特別対策事業…[P.6](#)
- ・ 農業者年金…[P.6](#)
- ・ 農業用再エネ設備導入支援事業…[P.3、17](#)
- ・ 農業用水路、ため池、農道の整備・修繕…[P.12](#)
- ・ 農産加工館…[P.8](#)
- ・ 農振除外…[P.10、13](#)
- ・ 農村いちば(自由市)…[P.8](#)
- ・ 農地改良届出…[P.13](#)
- ・ 農地渇水・高温対策支援事業…[P.17](#)
- ・ 農地利用効率化等支援事業…[P.3、5、10、11](#)
- ・ 農地を農地以外の目的に転用する手続き<市街化区域>…[P.13](#)
- ・ 農地を農地以外の目的に転用する手続き<市街化区域以外>…[P.13](#)
- ・ 農地を農地のまま売買・貸借等する手続き…[P.9](#)
- ・ 農林漁業セーフティネット資金…[P.4、6](#)

は

- ・ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)…[P.5](#)
- ・ 福島市樹園地継承システム…[P.2、11](#)
- ・ 福島市農業施設長寿命化・防災減災事業…[P.13](#)

ま

- ・ 松くい虫被害…[P.14](#)
- ・ 野生鳥獣の捕獲等について<狩猟>…[P.15](#)
- ・ 野生鳥獣の捕獲等について<捕獲>…[P.15](#)
- ・ 有害鳥獣被害対策実施隊員確保事業…[P.15](#)
- ・ 遊休農地等再生対策支援事業…[P.11](#)
- ・ 6次化に関する相談・マッチング…[P.7](#)
- ・ わくろく発信プロジェクト…[P.7](#)

福島市 ええ農～ ハンドブック
－ 農業者のための支援事業－

令和7年6月

編集・発行

福島市農政部農業企画課農政企画係
福島市五老内町3番1号
電話(024)525-3726